

## 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）等で避難されている他行預金者の 皆さまの預金払戻しについて

被災者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当行では、震災や原子力発電所事故などにより避難されている皆さまに対しまして、預金払戻しの手続きを行っております。

### 1. 対象となる金融機関（避難されている方が預金をお持ちの金融機関）

庄内銀行	山形銀行	岩手銀行	東北銀行
七十七銀行	東邦銀行	常陽銀行	筑波銀行
きらやか銀行	北日本銀行	仙台銀行	福島銀行
大東銀行			

宮古信用金庫	杜の都信用金庫	石巻信用金庫
気仙沼信用金庫	ひまわり信用金庫	あぶくま信用金庫

石巻商工信用組合	いわき信用組合	相双信用組合
----------	---------	--------

### 2. 払戻しの内容

対象となる預金	原則、普通預金、当座預金等の流動性預金 (定期預金については、取引銀行にお問合せください)
払戻し金額等	原則として、法人、個人とも、1口座につき1日10万円(千円単位)まで
必要書類	預金証書・通帳、届出の印鑑、およびご本人が確認できる資料(運転免許証等) いずれの資料をお持ちでない場合は、窓口にご相談ください。
ご留意点	預金の払戻しについて、通常よりお時間がかかる場合や翌営業日のお取扱いとさせていただきます場合がございますので、予めご了承ください。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

